

# 教育委員会 4 月定例会会議録

日 時 令和5年4月17日（月） 午後2時00分から午後3時20分まで

場 所 市役所11階北会議室

出席者

（教育委員）

教 育 長	吉 川 真由美	教育長職務代理者	奈 良 知 彦
委 員	畠 山 正文	委 員	渡 辺 照 子
委 員	木 村 素 子		

（事務局）

教 育 次 長	片 貝 伸 生	指 導 担 当 次 長	金 井 幸 光
総 務 課 長	高 橋 雅 人	教 育 施 設 課 長	木 村 一 弥
文化財保護課長	神 宮 聡	学 務 管 理 課 長	相 原 吉 次
学校教育課長	田 村 裕 之	前橋高等学校事務長	藤 井 義 嗣
前橋高等学校長	高 野 裕 史	生涯学習課長	佐 藤 由 美 子
教育支援課長	内 山 崇	図 書 館 長	齋 藤 明 子

教 育 長 これより前橋市教育委員会4月定例会を開会いたします。

教 育 長 直ちに本日の会議を開きます。

教 育 長 3月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

( 異 議 な し )

教 育 長 異議のないものと認め、承認いたします。

教 育 長 日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

教 育 長 日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に奈良委員と畠山委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 日程第三。教育長提出の諸報告について、報告いたします。

**総括的報告**

教 育 長 令和5年度が始まり、2週間が経ちました。市内の学校園では、入学式入園式がスムーズに行われ、新学期が始まりました。街の中でも人の動きが格段に増えたということを感じます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症の分類が、2類相当から5類へと移行します。学校でも職場でも様々活動がしやすくなると思いますが、過日行われました定例校長会議で、校園長先生方に私より二つお伝えをさせていただきました。一つは、3年前の学校に戻すのではなく、新しい学校をつくる姿勢で臨んでほしいということ。そして、もう一つが、児童生徒はもちろん教職員にとっても、ウェルビーイングな学校にしてほしいということです。決して難しく考えることなく、明るい職場、笑顔の多い、笑い声の多い職場環境を作って欲しいと伝えました。

10階教育委員会のフロアのパーティションやスクリーンが、取り払われ、見通しが良くなりました。声が以前よりも聞こえるようになりました。たとえ透明であっても、スクリーンやパーティションが、壁のような役割を果たしていたように感じます。

他者を尊重し、意見を自由に言い合える教育委員会の雰囲気、社会にしっかりと伝わるように、昨年度よりさらに教育委員会内の温度を上げていきたいと思えます。

組織改組もありました。子ども未来部の創設に伴いまして、ヤングケアラーの問題などに関し、こども未来部との連携強化に取り組んでまいります。本日から案件のあるなしにかかわらず、すべての所管課の課長

が出席をします。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の総括的報告1件、教育委員の再任と就任についてご報告をさせていただきます。3月29日に開催されました第1回定例市議会本会議におきまして、奈良知彦さんの教育委員再任と、渡辺照子さんの就任が承認されました。

奈良委員さんには、高等学校での勤務経験、校長経験に加え、プロサッカーチームザスパの経営者としての視点を生かし、学校教育・社会教育ばかりでなく変化する社会の中での教育委員会運営などについても、今後ともご指導いただきたいと思います。また、引き続き教育長の職務代理者も引き受けをいただきました。

渡辺照子さんは、小学校教諭でのご経験、海外での生活、お仕事でのご経験、そしてプロコーチとして、年齢を問わず多くの人々と向き合いながらその人の成長をサポートしてきたご経験をぜひ教育委員会でも生かしていただければと考えております。多様な学びを支える教育委員会にとって、現在、渡辺委員さんは、大学での学びを継続されていらっしゃると思います。渡辺委員さんには、幅広いご意見をいただけるものと思っております。お二人には、一言ご挨拶を後ほどいただきたいと思います。

私も3月29日の市議会におきまして、教育長を再度務めさせていただくことになりました。コロナ対応に終始した最初の3年間と全く異なった3年になると考えております。色々動きが出ております。委員の皆さんや職員の皆さんと一緒に、前橋で学ぶすべての人のために力を尽くしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、奈良委員さん、渡辺委員さんから一言ご挨拶をいただければと思います

奈良委員

お世話になります。ご紹介いただきました奈良でございます。教育長からご挨拶がありましたように、4月から再任になりました。皆様と一緒に教育の発展のために、できる限り出来ることを精一杯頑張らせてもらいます。不易流行。社会が大きく変わる中、変えてはならないもの、変えなければいけないこと、私の様々な教育を教育委員会で色々なお話させていただき、意見を言わせていただく中で柱にして行きたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします

渡辺委員

皆さん、こんにちは。渡辺照子と申します。この4月から務めさせていただきます。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。私は、教育委員会に少なからず色々関係がある立場にあると思っています。例えば、学校で仕事をすることがあり、仕事で先生方の幼稚園・保育園の先生から中学校の先生まで、研修をさせていただいています。家族に教育関係の者がいるということ。子供がいて、保護者の立場も、これまで味わってきたこと。自分の人間力、培ってきた知識、全部使えるものは使って役割を果たしていきたいと思っています。教育に関係することだけではな

く、仕事で一般の企業や医療の従事者の方々へ接したりなど、そういったこともあります。また、教育委員会の中だけではない、別の視点も提供させて頂けるような機会があれば、そういったこともさせていただき、役割を務められるように努力して行きたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 諸報告1 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

総務課長

報告1「職員の人事異動（副参事級以下）の専決について」ご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

令和5年4月1日付け副参事級以下の職員の人事異動については、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により、専決させていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告させていただくものでございます。

副参事級以下の異動につきましては、令和5年度は、通常の異動のほかには教育委員会事務局内の組織改組に伴う異動がありましたので例年に比べ多い状態となっております。

異動数ですが98人で、新規採用者が17人の合計で115人でございます。

また、課長級以上の人事異動につきましては、教育長が臨時代理させていただきましたので、このあと、報告し、承認をいただく予定でございます。

なお、内示名簿は、既に送付済みでありますので、省略させていただきます。この点については以上でございます。

### 諸報告2 令和5年度教育委員会事務の点検及び評価について

総務課長

報告2「令和5年度教育委員会事務の点検及び評価について」ご説明させていただきます。議案書の2ページをご覧ください。

1の「点検・評価の趣旨」でございますが、前橋市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育行政を効果的に推進するとともに、各施策や事業の実施状況を市民に伝えるため、点検・評価を行うものでございます。

2の「具体的な取組の考え方」でございますが、点検・評価の対象といたしまして、前年度の教育委員会の活動及び前年度の教育行政方針に基づき実施した主な施策や事業とするものでございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、点検及び評価の客観性を確保するために、学識経験者のご意見をいただく予定でございます。

3の「本市における令和5年度の点検・評価の取組」でございますが、(1)の点検・評価の対象につきましては、前年度が対象となりますので、令和4年度の教育委員会の活動及び令和4年度教育行政方針に位置

づけられた事業とするものでございます。

(2) の点検・評価の方法につきましては、令和4年度同様、「教育委員会事務点検及び評価委員会」を設置いたしまして、各課作成の「点検・評価シート」並びに評価根拠資料等により、行いたいと考えております。

(3) の学識経験者につきましては、より専門的なご意見をいただく観点から、学校教育分野1名、社会教育分野2名の計3名とし、昨年度から引き続き学校教育分野を群馬大学大学院の音山教授、社会教育分野を共愛学園前橋国際大学の後藤教授及び野口教授に委嘱する予定であります。

(4) のスケジュール(案)でございますが、表に記載のとおり、5月中旬に総務課による各課へのヒアリングを行いまして、6月下旬に第1回の点検・評価委員会を開催、7月下旬に第2回の点検・評価委員会を開催し、そこで最終的な報告書を作成し、教育委員会8月定例会でご審議いただいた後、議会へ報告し公表する予定となっております。

以上でございます。

### 諸報告3 令和5年度学校施設等整備について

教育施設課長

報告3「令和5年度学校施設等整備について」ご報告いたします。

議案書の3ページをご覧ください。本年度に予定している小学校の予定表でございます。

まず、工事でございますが、校舎長寿命化改修工事といたしまして、桃木小及び二之宮小を行います。こちらにつきましては、工事の規模も大きく、議会の議決案件となりますため、後ほど工事概要につきましてその他の項目の中でご報告いたします。

次にトイレ大規模改造工事として中川小ほか6校、外壁落下防止工事として桂萱東小ほか3校、校舎等照明改修工事として中川小ほか6校、空調設備更新・新設工事として桂萱東小ほか11校、校舎エレベーター設置工事として永明小を行います。

設計につきましては、トイレ大規模改造として東小ほか4校、外壁落下防止として敷島小ほか2校を行います。

続きまして、4ページをご覧ください。中学校の予定表でございます。まず、トイレ大規模改造工事といたしまして、第七中ほか2校を行います。次に、校舎外壁落下防止工事として木瀬中、校舎等照明改修工事として、第七中を行います。

また、設計につきましては、トイレ大規模改造として芳賀中ほか2校、体育館空調新設として第一中ほか9校、校舎エレベーター設置として木瀬中の実施設計を行います

続きまして、5ページをご覧ください。

特別支援学校及び市立前橋高校の予定表でございます。

まず、特別支援学校ですが、屋上防水改修工事を行います。

また、市立前橋高校は、エレベーター更新工事を行います。  
報告は以上でございます。

#### 諸報告 4 令和4年度末教職員の人事異動の概要について

学務管理課長

報告4「令和4年度末教職員人事の概要について」ご報告いたします。  
議案書の6ページをご覧ください。

1にあるように、県費負担教職員の異動総件数は、534件であり、  
昨年より10件増加しました。

2の退職ですが、(1)退職の状況につきましては、定年退職の合計  
が、50名、勸奨退職14名、一般退職7名で、内訳は資料の通りです。  
退職者の総合計は71名でした。(2)近年の年度ごとの退職者数は資  
料の通りです。

3の管理職人事ですが、(1)①の校長の異動の状況につきましては、  
新任校長が8名、他市町村から前橋市への異動である転任が3名、市内  
の異動である転補が10名、再任校長が1名で、総異動件数は22名で  
した。②の新任校長の年齢構成と平均年齢は資料の通りです。

7ページをご覧ください。

(2)教頭ですが、①教頭の異動の状況につきましては、新任教頭1  
4名、他市町村から前橋市への異動である転任4名、市内の異動である  
転補14名で、総異動件数は32名でした。②の新任教頭の年齢構成と  
平均年齢は資料の通りです。

(3)女性管理職の人数と割合についてですが、表内の数字が人数、  
括弧内が割合となっており、4年度末と3年度末を比較すると、校長は  
1名増加、教頭は1名減少となりました。

4の教諭等の人事ですが、(1)教諭の異動状況につきましては、退  
職等が129名、他市町村から前橋市への異動の転任が63名、市内の  
異動の転補が88名、県立等からの採用7名、新採用48名、再任用者  
は更新者も含めて80名でした。以上、教諭の総異動件数は415名と  
なり、昨年より23件増加しました。

8ページをご覧ください。(2)の小学校と中学校の校種間の交流の  
表の右下の総異動件数は43名でした。内訳は資料の通りです。

(3)異動希望表明ですが、これは学校経営構想実現のために教員が  
自ら希望する学校を表明する制度ですが、申し出者が14名で、そのう  
ち成立者が4名でした。今後も希望表明による人事異動をさらに実現さ  
せるよう努めていきたいと考えております。

(4)の養護教諭、栄養職員、事務職員の3職についての総異動件数  
は47名でした。

(5)の新規採用教職員は、教諭48名、養護教諭3名、事務職員2  
名で、総異動件数は53名でした。

9ページをご覧ください。

5の市立前橋高校については、校長の転出が1名、転入は1名で、こ

の転入は県立渋川女子高校の教頭から昇任し採用となりました。また、教諭の転入者は7名、新規採用者1名でした。

6の市立幼稚園については、園長の異動はありません。教頭の勸奨退職が1名、転入は1名で、この転入者は、県中央児童相談所から形式採用となりましたが、この者は小学校で活躍し、教員が3年間派遣して戻ってくるものです。

7の教職員の年齢分布については、55歳以上が多く、今後も大量退職が続きます。各年代において、学校のリーダーを担える人材育成の必要があります。

今後も学校課題の解決のために、広域的な人事や校種間の異動を積極的に進めていきたいと思えます。

令和4年度末教職員人事の概要は以上でございます。

教 育 長

以上の報告について、質疑等ございますか。

木 村 委 員

報告3と報告4について質問させていただきます。報告3については、3ページの永明小の校舎エレベーター設置工事についてお伺いします。以前、お伺いした時に車椅子を使うお子さんの入学といったようなことをお聞きした記憶があります。例えば、他の学校でエレベーターが必要な子どもが入学した時は、必ず設置が出来るのかどうか、また、財源というのは市の財源のみなのか含め、国から補助など決まったものがないのかどうかお聞きしたいと思います。

教育施設課長

エレベーターのご質問についてでございますが、永明小学校につきましては、要介護のお子さんが入学される予定ということで設置させていただく学校となりました。全市的に7つのブロックに分けて、その小学校中学校にはエレベーターの整備を進めてきました。その中でも地区によっては、エレベーター設置校が少ない学校がありましたので、9拠点ということで進めさせていただく計画の中で、最初が永明小学校という形になりました。それ以外で、エレベーターが設置されていない学校につきましては、階段昇降車を昨年度、教育委員会でご用意させていただきまして、それを活用していただきたいと思いますと考えております。

費用の関係でございますが、エレベーターの設置には、文部科学省の交付金を活用させていただき、市の市債という一般財源を充てまして整備を進めさせていただきたいと思っております。

木 村 委 員

報告4について、8ページの(3)異動希望表明についてですが、学校経営構想実現のために教員が自ら希望する学校を表明する制度ということですが、どのような制度なのかお伺いします。

学務管理課長

希望表明制度につきましては、校長が目指す学校像というものを表明

しています。その内容につきましては、学校の特色や経営方針、児童生徒の姿、本校がさらに求める教師を表明しています。表明したものを教育委員会がそれぞれの学校に公開し、それぞれの教員にも公開しています。

それを見て、教職員が希望する学校を表明して教育委員会に届け出を出すというものです。教員については、採用8年以上かつ現任校5年以上を対象としております。この制度は平成16年から本市では行っている制度でございます。

木村委員 具体的にはどのような例がありますでしょうか。目指すというのは、こういう専門とかありますか

学務管理課長 具体的には、ICTの長けた教諭や部活動でもこの競技で指導できる教諭、一般的にはきめ細かな教諭、特別支援的な教育に長けている教諭が望まれることが多いかと承知しております。

奈良委員 7ページの(3)女性管理職の人数と割合で校長先生の方が14.9%、教頭先生が27.9%ということですが、教頭先生は少しずつ数字が上がってきていて、さらに上がってくると良いですが、校長先生の割合が少ないのは、女性の教頭先生が校長試験を受けないとかあるのでしょうか。どのような事情がありますか。

学務管理課長 女性の教頭先生が校長試験を受けないということではないです。県が採用していることで、採用に届いていないというのが現状でございます。教頭先生が一人だけ校長に昇任したような数値になっていますが、昨年度末、教頭先生が5名退職したり他市町村に行ったりした中で、教頭が校長に昇任したのが4名、プラスマイナス1名減となってしまったのが現状でございます。

畠山委員 木村委員から質問のあった8ページの異動希望等で、成立者は4名というのは、先ほどのこれから増やしていきたいというお話でしたが、多いと感じられているのか、まだまだこれからと感じでしょうか。

学務管理課長 正直なところ、あまり多いとは感じておりません。出来たら、この制度をより活用するためにも増やしていきたいと考えております。全市的なことを考えて、それぞれの学校68校考えていかなければならないとなると、希望表明出しても絡まないということです。比較的昨年度末は少ない方でした。

渡辺委員 9ページのところで、55歳からの定年になる方のラッシュが続くという話でしたが、その先のことを考えて何かなさっていること、人材の

育成を手掛けていて何か対応していることがあれば、教えてください。

学務管理課長

大量退職というのが、具体的には平成26年度くらいから続いて、この10年近くなっているところです。以前から教育委員会としては学校経営研修など幅広く先生方に呼び掛けて研修しています。学校では、出来る限り若手に役職を持たせて、学年主任、教務主任、研修主任等、若手をどんどん使うようにして、ベテランの先生がいる中、OJTで育成していこうと啓発しているところでございます。

教 育 長

なければ、以上で質疑を終わります。

教 育 長

日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

まず、議事に入ります前に、議事の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長提出の議案第19号については、現時点では意思決定過程にあることから、議事を非公開とすることが適当であると思われま

す。従いまして、議案第19号については、前橋市教育委員会会議規則第20条第1項の規定に基づき、議事を非公開とすることに、異議等ありませんか。

( 異 議 な し )

教 育 長

異議のないものと認めます。

よって、議案第19号については、議事を非公開とし、議事日程の最後に議題といたします。

それでは、報告第2号から第4号までを議題といたします。

#### 報告第2号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

総務課長

報告第2号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について、ご説明させていただきます。議案書の17ページをご覧ください。

令和5年4月1日付け課長級以上の職員の人事については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、臨時代理させていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認をいただこうとするものでございます。

今回の課長級以上の人事異動につきましては、記載のとおりでございますが、令和5年度につきましては通常の異動のほかに教育委員会事務局内の組織改組に伴う異動がありましたので、昇任者を含む9人の異動がありました。

内訳ですが、教育次長の定年退職に伴い、総務課片貝参事が内部昇任、指導担当次長の割愛退職に伴い総合教育プラザ金井館長が内部昇任、総

務課片貝参事の内部昇任に伴い総務課高橋副参事が内部昇任、文化財保護課長の転出に伴い、文化財保護課神宮副参事の内部昇任、組織改組により新たに新設された学務管理課長には、相原学校教育課長が内部異動し、学校教育課長には永明小学校 田村校長が転入となります。また、前橋高等学校事務長の転出に伴い農業委員会藤井事務局長が転入、生涯学習課長の転出に伴い生活課佐藤副参事が異動昇任で転入し、最後にこちらでも組織改組により、総合教育プラザ及び青少年課を再編して新設した教育支援課長には内山青少年課長が内部異動となりました。

以上、よろしく願いいたします。

### 報告第3号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について

総務課長

報告第3号「個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について」ご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

本件につきましては、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、臨時代理させていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告、承認を求めようとするものでございます。

制定しました規則については、19ページから23ページまでのとおりですが、説明については、24ページをご覧ください。

まず、1の制定の理由ですが、前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関する前橋市教育委員会規則を新たに制定するものです。

これは、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から、地方公共団体の個人情報保護制度についても法律が直接適用され、前橋市個人情報保護条例が廃止されたことに伴うものです。

2の主な内容でございますが、(1) 趣旨につきましては、前橋市教育委員会が管理する個人情報について、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令及び前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

(2) 条例個人情報ファイル簿の作成及び公表につきましては、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、速やかに、条例個人情報ファイル簿を作成し、公表することといたします。

これにより、これまで、個人情報を取り扱う事務ごとに個人情報の記録項目及び対象者範囲、個人情報の収集先及び方法等を記載する「個人情報開取扱事務開始届」を作成し、前橋市個人情報保護審査会において、個人情報の取得、利用、提供などに係る個別の事案について、審査が行われ、その後告示していましたが、改正法の施行後は、「個人情報取扱事務開始届」が廃止されたため、新たに個人情報の保護に関する法律及び前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づく「個人情

報ファイル簿」を作成し、市ホームページにおいて公表することとなりました。今後、個人情報ファイル簿を新規に作成する場合の個人情報の取得、利用、提供等に係る個別の事案については、前橋市個人情報保護審査会が廃止されましたので、前橋市情報政策課において、集約した後、国が設置する「個人情報保護委員会」から示されているガイドラインや事務対応ガイド等の主旨や内容に沿って、適切な確認・運用に努めていくことで、引き続き必要な保護措置を講じていくとともに、必要に応じて、国の個人情報保護委員会へ助言を求めることとなっております。

3の施行期日でございますが、令和5年4月1日とし、規則を制定させていただきました。

4の附則で廃止した規則は、前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則でございます。

以上、ご承認くださいますようお願いいたします。

#### **報告第4号 前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について**

学務管理課長

報告第4号「前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の制定に係る臨時代理について」ご説明申し上げます。議案書の25ページをご覧ください。

本件につきましては、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、臨時代理させていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告、承認を求めようとするものでございます。

制定しました規則については、26ページから27ページまでのおりですが、説明については、28ページをご覧ください。

まず、1の制定の理由についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令に基づき、独自利用事務を開始するため、前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を施行したことに伴い、前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する前橋市教育委員会規則を新たに制定するものでございます。

次に、2の主な内容についてですが、前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、以下「条例」といいますが、別表第3各項の教育委員会規則で定める情報及び事務を次に掲げるものとするものでございます。

(1) 条例別表第3の1及び2の項に係る情報につきましては、要保護者等又は外国人要保護等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報及び同対象の就学援助事業に係る援助の実施に関する情報といたします。

具体的に申し上げますと、教育委員会が市長部局に対して提供する情

報につきましては、生活保護法に規定する要保護者に対して援助している医療費に関する情報とするものです。

(2) 条例別表第3の3の項に係る事務につきましては、学校教育法第19条の規定に基づく就学援助費の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とするものでございます。

具体的に申し上げますと、教育委員会が市長部局から提供を受ける情報については、就学援助費の交付の申請に係る事実を審査する際に、保護者の所得情報等を市長部局から提供を受けるというものであります。

これらは従前から行っている事務であります。市の条例改正に併せ、具体的事務を市規則及び教育委員会規則で定めることとなったことから、今回、規則を制定したものです。

最後に、3の施行期日につきましては、令和5年4月1日とし、規則を制定させていただきました。

以上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

教 育 長           ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見等ございましたらお願いします。

木 村 委 員       報告第3の18ページからの事柄について、質問させていただきます。2点あります。ここで言う個人情報というものには、どういったものが含まれるのかということについてお伺いしたいと思います。もう1点は、情報開示請求についての規定などもありましたけれども、情報開示請求というものは、どういったところを基準にそれを判断するのか、また、判断は、どなたが行うのかといったことについてお伺いしたいと思います。

総 務 課 長       1点目でございます。個人情報とは、どのぐらいの範囲を示すのかという質問ですが、個人情報の記録、対象者範囲、個人情報の収集先、また個人情報の活用方法などが、この個人情報の情報として取り扱うのかと認識しております。

2点目のご質問の開示請求があった場合は、どのように処理するかということですが、これは請求があった場合には、特定の個人が明らかに特定できてしまうような場合には、そこは黒く塗りつぶしまして、しょうがないと判断した場合に配慮するというそういった手続きでございます。

木 村 委 員       どなたが判断されるのでしょうか。

総 務 課 長       基本的には各課が持っていますその情報に対して、請求が各課あてに行われます。その結果、総務課にも法規を担当する職員にも、合議が回ってきてまして、最終的には決裁後に開示するというふうな流れになって

おります。

教 育 長 なければ、以上で質疑を終了します。これより採決いたします。  
報告第2号から第4号までについて、承認することに異議ありませんか。

( 異 議 な し )

教 育 長 異議のないものと認めます。  
よって、報告第2号から第4号までについて承認いたします。

教 育 長 日程第五。その他について報告事項がございます。説明をお願いいたします。

#### その他(1) 行事について

総 務 課 長 その他(1)「行事について」ご説明申し上げます。  
教育委員会の5月の定例会でございますけれども、15日月曜日午後2時から、市役所10階11階北会議室において開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)  
教育委員会の6月定例会につきましては、12日月曜日午後2時から、総合教育プラザ2階22会議室で開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)  
以上、5月6月の行事予定です。

#### その他(2) 「前橋の教育への遺贈寄附・相続寄附に関する協定の締結について

総 務 課 長 その他(2)「前橋の教育への遺贈寄附・相続寄附に関する協定の締結について」ご報告いたします。資料31ページをご覧ください。

1の趣旨でございますが、本市の教育への遺贈寄附・相続寄附を希望する人に対し、各金融機関が保有するノウハウを活かし、寄附希望者の意思が円滑に実現されることを目的として、株式会社群馬銀行様・株式会社東和銀行様と、前橋の教育への遺贈寄附・相続寄附に関する協定を締結いたしました。

遺贈寄附・相続寄附された寄附金は、教育振興基金に積み立て、全ての前橋市民が安心して多様な教育を受けられる体制作りに活かさせていただきます。

2の協定締結金融機関は、先ほどと同じ株式会社群馬銀行様及び株式会社東和銀行様でございます。

3の協定締結日は、令和5年3月28日でございます。

4の概要(1)遺産(現金)を寄附するまでの流れといたしましては、  
①本市教育委員会へ寄附希望者から寄附の申し出があった際には、

②協定を締結する群馬銀行様・東和銀行様をご紹介させていただきます。

③それぞれの金融機関においては、寄附者が無料で遺贈や相続に関する相談が受けられまして、

④寄附希望者の意思が円滑に実現される体制が整います。

(2) 募集する寄附の種類といたしましては、「遺言による寄附、いわゆる「遺贈寄附」と、相続財産からの寄附、いわゆる「相続寄附」となります。

寄附は現金のみお受けし、土地・建物等の不動産の寄附はお受けできません。

なお、教育委員会に寄附いただいた財産（現金）は、相続税の課税対象とならない等の寄附者にとってのメリットがございます。

今後の教育振興基金の活用案ですが、まずは寄付者のご希望に沿って活用させていただくことを第一とさせていただきますが、市教委として考える活用先といたしましては、例えば、就学困難な生徒に寄り添った就学支援の充実や学校給食、文化財の保護、図書館の充実など、多様な場面で市民が教育を受けられる体制づくりに活かしてまいりたいと考えております。

(3) の周知用チラシについて、別紙をご覧ください。

当該チラシにつきましては、群馬銀行様、東和銀行様の窓口や市有施設へ設置してまいりたいと考えております。また、4月の広報まえばしへの記事の掲載や本市ホームページでの情報提供は既に行っており、今後は、イベント時にチラシ配付を行うなど、PRの強化を図ってまいりたいと考えております。

報告は以上です。

### その他(3) 令和5年度学校施設の工事概要について

教育施設課長

その他(3) 「令和5年度学校施設の工事概要について」ご説明いたします。議案書の32ページをご覧ください。

令和5年度に予定しております小学校2校の長寿命化改修ほか工事の概要についてご説明いたします。

はじめに、資料1、33ページをご覧ください。

桃木小学校南校舎長寿命化改修ほか工事の概要についてご説明いたします。

1の「基本方針」でございますが、経年により劣化した内外装の改修と併せて、老朽化した設備機器やサッシの交換工事などを行い、教育環境の改善と施設の長寿命化を行うものでございます。

2の「工事概要」でございますが、既設鉄筋コンクリート造3階建の南校舎の改修及び北校舎のトイレ改修でございます。改修部分床面積は、2,877㎡で、内外装改修、設備機器、サッシ交換工事などを行います。各階の所要室は記載のとおりでございます。

3の「事業経緯」でございますが、普通教室等である南校舎を優先し、併せて北校舎のトイレについて、令和4年度に実施設計を行いました。今回、国の交付金が採択されたことから、改修工事を行ないます。

次の34ページの配置図ですが、網掛けで表示した部分が今年度の工事を予定している部分でございます。次の35ページからは平面図になっておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、資料2、37ページをご覧ください。二之宮小学校北校舎長寿命化改修ほか工事の概要についてご説明いたします。

1の「基本方針」でございますが、経年により劣化した内外装の改修と併せて、老朽化した設備機器やサッシの交換工事などを行い、教育環境の改善と施設の長寿命化を行うものでございます。

2の「工事概要」でございますが、既設鉄筋コンクリート造2階建の北校舎の改修及び南校舎のトイレ改修でございます。改修部分床面積は、1,385㎡で、内外装改修、設備機器、サッシ交換工事などを行います。各階の所要室は記載のとおりでございます。

3の「事業経緯」でございますが、普通教室等である北校舎を優先し、併せて南校舎のトイレについて、令和4年度に実施設計を行いました。今回、国の交付金が採択されたことから、改修工事を行ないます。

38ページの配置図ですが、網掛けで表示した部分が今年度の工事を予定している部分でございます。次の39ページからは平面図になっておりますので、後ほどご覧ください。

報告は以上でございます。

#### その他(4) 令和4年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について

前橋高等学校事務長

その他(4)「令和4年度市立前橋高等学校の卒業生進路状況について」ご報告いたします。資料42ページをご覧ください。

左上の進路別人数をご覧ください。令和4年度卒業生227人のうち、4年制大学に163人、短大に12人、専修学校等に40人、就職5人、その他が7人でございます。

なお、その他の生徒は進学等に向けた、努力継続中でございます。

次に、右の表の合格者・内定者のべ人数一覧をご覧ください。

過年度の卒業生も含めて、4年制大学受験では、国公立大学へ15人が合格しています。

大学別では、群馬大学へ2人、県立女子大へ2人、高崎経済大学へ2人など国公立大学を含む7の大学に合格者を出しております。

私立大学へは、72の大学に232人が合格いたしました。

また、令和3年度に引き続き県内私立大学を志望する生徒が多い傾向にありました。

2の短期大学、3の各種・専門学校への合格者、4の公務員・民間就職については記載のとおりでございます。

なお、合格者・内定者のべ人数一覧では、一人で複数の学校などを受験

した結果の人数でございますので、実人数より多い人数で記載されております。

次に、左側の一番下の表でございますが、令和4年度卒業生の進路状況の男女別・地域別の内訳でございます。

4年制大学への進学人数は、男子92人中79人で約86%、女子は135人中84人で約62%であります。

全体では、227人の卒業生のうち163人が4年制大学に進んでおり、割合では67%となっております。

報告は、以上でございます。

#### その他(5) 令和4年度第4回前橋市社会教育委員会議の開催結果について

生涯学習課長

その他(5)「令和4年度第4回前橋市社会教育委員会議の開催結果について」ご報告申し上げます。資料の43ページをご覧ください。

開催日時、場所、出席者及び議題については、記載のとおりでございます。

議題の(1)、(2)共に、2グループに分かれて協議を行った後、それぞれのグループの意見を全体で共有し、最後に意見交換を行いました。委員の方々からいただいたご意見の中で、主なものをご紹介します。

(1)の社会教育とオンライン(情報化社会)についてですが、「オンラインは発信する方の環境整備がなければできないし、受け手側も環境があり、かつ使えなくてはいけない。公民館事業においても、高齢者の環境整備は課題であろう。」「前橋市では、自治会にタブレットが支給される。情報交換や交流活動に活用していきたい。つながりや、地域づくりにいかせていければと思う。」とのご意見がありました。

また、(2)の次年度の進め方については、「社会教育を、誰に届けたいのかを明確にすること、この社会教育委員会議でしか議論できないことはなにかを考えていきたい。」「人権教育を学ぶこと、学び直すことが大切ではないかと感じている。市として社会生活や市民生活を守っていくためにも、社会教育の場面での人権啓発が必要ではないか。」とのご意見をいただきました。

第4回前橋市社会教育委員会議の開催結果につきましては、以上でございます。

教 育 長

総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、5月15日(月)午後2時ということによろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

教 育 長

では、5月定例会については5月15日(月)午後2時からと決定し

ます。

また、6月定例会については6月12日（月）午後2時から予定することで、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

教 育 長       では、6月定例会については、6月12日（月）午後2時からということで、お願いいたします。

ほかに、ただ今の報告について質疑等ございますでしょうか。

奈 良 委 員   5月の3、4、5、6日と連休で、こども図書館で様々な行事があるようですが、対象者とどのような事業内容か教えてもらいたい。また、6日の前橋女子高校の英語のお話会について教えていただきたい。

図 書 館 長   今回、5月の3、4、5日とこどもの日フェスティバルとして、わたげの会、萌えぎの会、ヨロコンデぶっちさんが行うお話会があります。小学校に上がる前のお子様たちが、対象になっております。時間は、すべて11時から行いまして、人形劇、大型絵本の読み聞かせ、紙芝居、歌などがあります。ヨロコンデぶっちさんという方は、ギターを使い面白い歌も歌いながら、紙芝居をやると言う内容になっております。こちらは、すべてこども図書館のイベントとして開催をさせていただきます。

もう一つは、前橋女子高校の英語ディベート部からの持ち込みの提案で、一昨年度、前橋女子高校と図書館で連携校として、色んな行事をやっておりました。引き続きまして、前橋女子高校の部活動の発表の場ということで、毎年こども図書館を使いまして、今回は英語の読み聞かせなどレクリエーションなど、手遊びとかも含めてやっていただき、対象につきましては、0歳から小学校低学年ぐらいのお子様向けに、英語を使った読み聞かせをする予定でございます。以上でございます。

奈 良 委 員   提案もすごく良いと思います。大学生も高校生も、社会の中に出て、色んなふれあいをしたいという学生や生徒が増えていると思います。そういう場の提供があるならば、特に市立前橋高校の校長先生がお見えでするので、市立前橋高校の生徒とも協力して、高校生にも良いですし、それから幼児あるいは小学校低学年とのふれあいにも、ものすごくいいと思います。そういう機会があれば、市立前橋高校と話し合い、作っていただけると良いと思います。以上、お願いになります。

図 書 館 長   図書館では、学校との連携事業がございます。昨年度は、市立前橋高校に非常にお世話になりました。年間を通じて前橋市立図書館・こども図書館を使って、色んな行事に部活動を中心にボランティア活動をしていただきました。今年度は、勢多農林高校と一年間やる予定であります。

学校とタッグを組んでやっていくという行事は、引き続きやっていきたいと思っております。昨年度は市立前橋高校、その前が前橋女子高校ということで、未だに関係がある学校とは、場所を提供する、お子さん向けのイベントのことをやっていただくなど、そのような行事を取り組んでおります。新しい学校へのアプローチは、奈良先生おっしゃる部分で、私どもちょっと欠けていると思っておるところであります。欠けている部分について、今後取り組んでいきたいと思っております。

奈良委員 幸いにも市立前橋高等学校があるから、市立前橋高校とのタイアップが非常に良いと思っております。あと、こんな活動を前橋女子高校の英語部としましたと活動を広報していただくことで、英語部の生徒も喜び、承認してもらったように感じ、広報をしてあげると良いと思っております。良い取り組みですので、活用価値があると思いました。

教育長 昨年度は、私が知っている限りでも、市立前橋高校のJRC部が読みかせを保育園の子供にしてくれました。書道部もしおりに作ってくれました。夜の図書館では、吹奏楽が演奏してくださり、図書館をきっかけに社会貢献の糸口になると良いと思います。せっかくお越しですので高野校長先生いかがでしょうか。いろんな社会貢献の窓口として図書館を今後も活用していただきたいと思いました。

前橋高等学校長 前橋市の目指している「多様な人と協働しながら主体的・創造的に社会を創る人」という教育姿勢に、非常にマッチした教育活動と思えます。いろんな教育の活動の場面も与えていただければ、うちの高校生がそういう人物になると思っております。そういった機会がありましたら、是非お声掛けしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

渡辺委員 その他(2)についてですが、この内容は両者にとって、とても良い内容で素晴らしいアイデアだと思います。このタイミングで締結になったのは、何かこれまでの積み重ねがあったのか、突然このような話になったのか、そのあたりの背景をお聞かせいただけたらありがたいと思います。

総務課長 遺贈寄附・相続寄附に関する協定というタイトルが付いていますが、これまでも、こういった遺贈や相続寄附に限らない一般的な寄附の多くのお声がけ頂きました。その中で、教育委員会にお問い合わせがある中で、ぜひ生前の故人の意思が何とか故郷の子供たちのために役立ちたいとお声を聞いております。そんなことから他の自治体との取り組みも研究する中で、地元の金融機関様にお力添えをいただくことになりました。これまでは、教育委員会といたしますと、民法上の色んなこういう

手続きについてあまり詳しくないもので、相談頂けますとでは専門の弁護士さんや税理士さん金融機関に相談してくださいという、その案内で止まってしまって、その結果、寄付の実現に至らなかったということがございました。今回、地元の金融機関である群馬銀行様・東和銀行様にお声がけさせていただきましたところ、是非ということで前向きにご理解ご協力いただくことになりまして、このような運びになった次第でございます。

教 育 長 これまで前橋市では約5億円、このような寄付をお預かりして、子供たちの環境整備また文化財の保護などに役立ててきましたけれども、このような大きな仕組みとしてはなかったです。ご説明があったとおりに、その時にオーダーメイドで考えていくようなことがございました。一方で、自分の生涯をかけて築いてきた資産、大事な財産を次の世代の教育に生かしていきたい、教育というものの中で生かし続けたいという、そういう思いが非常に感じられます。

群馬銀行さんと東和銀行さんの力を借りて、そのような思いをしっかりと前橋市の教育の中で生かしていければよいと思って、このタイミングで締結いたしました。いろんなところで、このような取り組みのPRもさせていただきながら、教育へのいろんな思いをしっかりと受け止めていきたいなと思っております。

渡 辺 委 員 生きている間に、ご自分で重ねてきたものが形となって届くっていうのが分かるのは、その方にとってすごい意欲になり、とても素晴らしいアイデアだと思います。

教 育 長 これまでNPO法人、国連の機関、大学法人では、このような寄附の受け入れを取り組んでいるところが多く、自治体の中で、こういう取り組みは多くないと思います。記者会見でも、当時の課長が多くの質問を受けて、注目を浴びたところでございます。

教 育 長 なければ、以上で質疑を終わります。

教 育 長 次に、先ほど非公開と決定されました議案について、議事を行います。傍聴人の方をお願いいたします。ここからの議事は非公開といたしますので、退場されますようお願いいたします。

( 傍 聴 人 退 場 )

教 育 長 それではまず、議案第19号を議題といたします。提案説明をお願いいたします。

教育施設課長

【非公開議案】

議案第19号 教育財産（建物及び土地）の用途廃止について

教 育 長

以上をもちまして教育委員会4月定例会を閉会いたします。

(午後3時20分)